

○隠岐の島町店舗等改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金の交付に関し、隠岐の島町補助金等交付規則（平成16年隠岐の島町規則第36号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 隠岐の島町店舗等改善事業費補助金（以下「補助金」という。）は、消費者が安心・快適に利用できる商業環境の整備を支援することにより、消費者の満足度向上及び町内での消費拡大を図り、もって地域商業等の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する者であって、原則として町内に主たる事業所を置く者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(交付対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、別表のとおりとし、町税等の滞納が無い者とする。ただし、宗教、政治・経済・文化団体並びに国又は地方公共団体からの運営委託及び指定管理による事業は対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助の対象となるのは、主として来客のために利用する設備、空間の整備で、補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただ

し、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、事業実施までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び補助条件)

第7条 町長は、前条による交付の申請があったときは、申請にかかる書類等の内容の適否等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施にあたっては、町内に事業所を有する中小事業者への発注に努めるものとする。

(交付決定ができない場合)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(補助事業の内容及び経費の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ隠岐の島町店舗等改善事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の2割以内の増減額
 - (2) その他、補助事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更するもの
- (補助事業の内容及び経費の変更の承認)

第10条 町長は、前条による補助事業の内容及び経費の変更の申請があったときは、申請にかかる書類等の内容の適否等を審査し、補助金の交付の決定内容を変更すべきと認めたときは、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金変更承認通知書（様式第4号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときには、あらかじめ隠岐の島町店舗等改善事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに隠岐の島町店舗等改善事業費補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額の確定をし、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、隠岐の島町店舗等改善事業費補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。
- (2) 新規開店前に交付決定を受けた者で、交付決定日から1年以内に、当該店舗等で営業を開始しなかったとき。

(財産処分の制限等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は廃棄してはならない。

2 前項の規定は、補助事業者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を町長に納付した場合及び補助事業完了後5年を経過した場合は、適用しない。

(調査)

第19条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な調査を実施

するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（平成30年8月10日告示第68号）

この告示は、平成30年8月10日から施行する。

附 則（平成31年1月28日告示第12号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月17日告示第21号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第19号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	交付対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
トイレ改修	<p>町内に店舗等を設け、日本標準産業分類大分類における、次の業種のいずれかに係る事業を営む、又は営む計画を有する中小企業者若しくは個人又は当該店舗等の所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業 ・宿泊業 ・飲食サービス業 ・生活関連サービス業 ・娯楽業 	<ul style="list-style-type: none"> ・和式トイレの洋式化 ・洋式トイレを温水洗浄機能付きトイレにするもの <p>※上記に伴う下水道接続工事費を含む。</p> <p>※住宅併用店舗で、住人用と共用となっている場合は対象外</p> <p>※下水道の供用開始区域の場合は、下水道接続を必須とする。</p> <p>※下水道の未供用区域の場合は、供用開始後の速やかな接続を誓約することを必須とする。</p> <p>※下水道接続の受益者分担金は対象外</p>	2 / 3	600,000円
無線LAN機器 (Wi-Fi) 設置		<ul style="list-style-type: none"> ・無線LANルーター等機器購入費 ・機器設置工事費 <p>※レンタル・リース機器に係る経費は対象外</p> <p>※引込工事費分担金は対象外</p> <p>※住宅併用店舗の場合は対象外</p>	2 / 3	<p>宿泊業：300,000円</p> <p>その他：50,000円</p>

<p>食料品店備品購入</p>	<p>町内に店舗等を設け、現に食料品等の販売を行う中小企業者又は個人。ただし、次の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品の品目数を幅広く取り扱っていない者 ・ 特定の品目のみを販売する者 ・ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 備品リース料 <p>※故障等の理由により、緊急に必要となった物に限る。</p> <p>※1品が50千円未満の物は対象外。</p> <p>※上記に付随して発生する経費（運賃、設置費等）を含む。</p> <p>※備品リース料の補助対象期間は、交付決定日から交付決定年度の末日までを上限とする。</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1,000,000円</p>
-----------------	---	---	--------------	-------------------